

長寿医療（後期高齢者医療）保険料について

◆長寿医療保険料が軽減されます

平成 21 年度においては、従来の保険料軽減措置（均等割の 7 割、5 割又は 2 割軽減措置）に加え、次の軽減措置があります。「保険料額決定通知書」に軽減額等が記載されていますので、ご確認ください。

軽減区分	軽減割合	1人あたりの年間保険料 (均等割)
① 世帯内の「長寿医療制度の被保険者全員」と「世帯主」の所得金額の合計額が 33 万円以下の方	均等割 8.5 割軽減 (本来は 7 割、平成 21 年度のみ)	6,000 円
② ①の方のうち、世帯内の「長寿医療制度の被保険者全員」が、年金収入 80 万円以下で他の所得がない世帯の方	均等割 9 割軽減	4,000 円
③ 長寿医療制度に加入する直前は「会社などの健康保険の被扶養者」であった方	均等割 9 割軽減	4,000 円
④ 年金収入が 153 万円以上 211 万円以下の方等	所得割 5 割軽減	保険料算出方法による

※ ②の区分は、給与収入がある場合でも、控除後の所得が 0 円の場合です。

◆長寿医療保険料の納付方法

保険料の納付方法を年金引き落としから口座振替に変更できます

○ 変更できる方

保険料が年金から引き落としされている方、引き落とし予定の方

○ 口座振替の手続きについて

希望される方は、金融機関（東邦銀行、たむら農協、郡山信用金庫、ゆうちょ銀行）で口座振替の手続きを行ってから、口座振替依頼書の控え、被保険者証、印鑑を持参のうえ、税務課窓口においでください。簡単な書類を作成していただきます。

○ 注意していただくこと

受付は随時行っていますが、申出時期により、口座振替の切替まで 2 月から 4 月の期間が必要になります。

なお、確定申告などをする場合の社会保険料控除は、実際に口座振替された方に適用されるため、世帯としての所得税・住民税が軽減される場合があります。

平成 20 年度に保険料軽減措置（均等割 8.5 割、所得割 5 割）の対象となり、10 月以降保険料の年金引き落としが中止になった方の納め方

○ 長寿医療保険料で、国の制度改正により保険料が減額され、平成 20 年 10 月以降、年金引き落としが中止になった方は、21 年 10 月から年金引き落としが再開されます。8 月、9 月は納付書（または口座振替）で納めていただくことになります。

なお、年金引き落としから口座振替を希望される方は、金融機関（東邦銀行、たむら農協、郡山信用金庫、ゆうちょ銀行）で口座振替の手続きを行ってから、口座振替依頼書の控え、被保険者証、印鑑を持参のうえ、税務課窓口においでください。

介護保険料について

◆介護保険料額の平準化

介護保険料が年金から引き落としされている方の 4、6、8 月分保険料については、平成 21 年度の保険料額が確定していないため、2 月分と同様の額が差し引かれます。また、3 年ごとの保険料額の見直しや所得区分の変更等によって保険料が増加した場合、年度前半（4、6、8 月）と年度後半（10、12、2 月）での引き落とし額に大きな差が生じることがあります。

そこで、そのことによる負担を抑えるため、保険料額の平準化（6 月以降の各月の引き落とし額を均等にする処理）を行いました。これは、あくまで年間保険料を期ごとに均等にするものであり、年額が変わるものではありません。該当する方には、6 月上旬に仮徴収額変更通知書をお送りしますのでご確認ください。